

長 崎 伝 習 所 要 綱

（目的）

第1条 この要綱は、長崎伝習所（以下「伝習所」という。）を設け、市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 伝習所の事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 長崎伝習所「塾」に関すること。
- (2) その他伝習所の目的を達成するために必要と認められる事業

（組織）

第3条 伝習所は、総長及び前条に規定する伝習所の事業を実施する者（以下「実施者」という。）で組織する。

- 2 総長は、長崎市長をもって充てる。
- 3 実施者は、総長が指名する者をもって充てる。

（総長）

第4条 総長は、伝習所の事業を総理し、伝習所を代表する。

- 2 総長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する実施者がその職務を代理する。

（運営委員会）

第5条 伝習所に助言機関として運営委員会を置き、その組織、会議等については、別に定める。

- 2 運営委員は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 運営委員会は、伝習所の事業について助言することができる。

（資金）

第6条 伝習所の資金は、長崎市からの補助金、寄付金及びその他のものをもって充てる。

- 2 資金は、安全かつ確実な方法により管理するとともに、適正な執行に務めなければならない。

（事業年度）

第7条 伝習所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第8条 伝習所は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(事務局)

第9条 伝習所の事務局を市民生活部市民協働推進室内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日告示第487号）

この要綱は、告示の日から施行する。